



Title	楠木正成の紀州経略 : 高野山文書を読む
Author(s)	音代, 節雄
Citation	懐徳. 1938, 16, p. 40-46
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/89000
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

楠木正成の紀州經略

— 高野山文書を讀む —

音代節雄

紀伊は大楠公が曾て北條氏の命により湯淺氏を討伐するため、馬蹄に蹂躪したところであつた。それは勿論、後醍醐天皇の御擧兵以前であつたが、この紀伊討伐により、大楠公は、其の經濟的勢力を増大したと思はれる。正成が元弘の大計畫に參與し、且 天皇の隱岐遷幸によつて、一度失敗に歸するや、正成は銳意再擧に向つて邁進し、自己の財力擴張に寧日なかつたことは察せらるゝところである。故にかの正慶元年六月の臨川寺文書が示す如く、正成は和泉若松庄を侵したのであつた。正慶元年六月といへば、元弘二年六月の事であつて、前年の十月に赤坂城陥り、二年四月には赤坂城の修復成り、六月二日には日野資朝が佐渡に流されてゐる。十一月には護良親王の吉野御擧兵となる。かゝる慌しい間にあつて、正成はその銳鋒を紀伊方面にも向け、専ら再擧準備に餘念がなかつた。正成の侵攻したのは紀伊隅田庄であつた。既に紀伊阿豆河庄が正成の領地となつた關係から、此處を根據地として、その驥足を伸したのであつて、左の隅田家文書はその片鱗を窺ふに足る。

依大塔宮並楠木兵衛尉正成事自關東尾藤彈正左衛門尉所上洛也有可被仰之子細不廻時刻可被參洛
仍執達如件

正慶元年十二月五日

左近將監判有

越後守判有

須田一族中

楠木兵衛尉正成事押寄隅田庄之時度々及合戰數十人凶徒討留云々、殊神妙也仍執達如件

正慶元年十二月十九日

左近將監判有

越後守判有

隅田一族中

前の文書は大塔宮と楠公とが諸處に劃策して居らるゝに際し、北方六波羅の北條仲時と、南方六波羅の北條時益とが善後策について、諸氏を召集した時のものと思はれる。元弘二年の年末には、大塔宮が吉野山方面にあつて、頻りに活躍せられた時である。後の文書は、正成が隅田庄に攻め入つたことを語るものであり、度々合戦とあることから察して、屢々戰鬪を交へたことがわかる。この正成の進攻の結果については詳かではないが、文中の「凶徒」なる文字は臨川寺文書の「惡黨楠木兵衛尉」なる字面と相通ずるもので、頗る興味がある。「須田」は「隅田」と同じく、従つて「隅田」が「ス

「ダ」と讀まれたことを示してゐるのである。隅田の領地は、河内に隣り橋本の東で、その廣袤もとよ
り知り得ないが、一族の名と田地を、隅田文書から拾つてみると、おそらく相當の範圍に互つてゐた
ものと思はれる。左に隅田庄の八幡宮寄進段別の一部をうかがふこととする。

隅田八幡宮領

年 月 日	反 別	寄進賣寄者	場 所
弘安十年十一月 日	二 段	三昧僧仙眞	橋 屋
正應元年十二月 日	二 段	西阿彌陀佛	池 尻
應永元年十一月十八日	六町四段	神 領	
同	九 段	同	
仁治三年 三月三日	一 町	妙阿彌陀佛	門 田
文應元年十一月廿四日	三 段	藤原信能	池 尻
正應元年 五月十八日	三 段	會 願	ハ サ マ
正應二年十一月二十日	二 段	同	執 行 南
正安元年 三月十五日	二 段	藤原長俊	田井女房坪

正永三年十二月十三日	一	一段	野口恒秀	ウラアヲリ
明應六年八月十四日	一	一段	龜岡久忠	座上マトハ
同 卅三年三月 日	一	一段	葛原・竹内・芋生	土橋裏
同 卅三年三月 日	一	一段	政所一族	土橋霜
應永廿四年九月三日	一	一段	小西・葛原・上田	木原森下
應永三年八月十三日	二	二段	藤原忠滿・葛原忠武	
天授四年五月 日	一	一段	長尹覺頼	中筋
正平廿二年九月八日	一	一段	尼妙法	森下
正平九年五月九日	一	一段	良直	荒打下端
元德二年七月廿四日	一	一段	沙彌佛道	平四郎桓内
同 ○年二月 日	一	一段	僧浪海・鶴尼	三橋上一反
嘉曆二年八月 日	一	一段六十歩	左兵衛尉重泰	上瀬屋敷
正中三年正月七日	二	二段	尼蓮阿僧淨眞	中屋垣内

右の表のうちには、正成歿後の年號もあるが、隅田庄の廣袤の一部を推測せしむるに足る。更に神領以外のものを掲ぐれば粗笨な計算ではあるが、

年 月 日	反 別	摘 要
仁安元年十一月 日	十五町九段半	藤原忠村所有分
文永九年十月 日	四十一町十三段四十步	檢田注進隅田北庄
弘安三年十一月 日	三十五町一段半五十步	同
建仁元年六月 日	二十町五段	寺領支配注文
明德五年六月廿六日	十二町二段百四十步	隅田庄中筋畠
應永八年九月六日	百四十八町二段二百九十步	隅田庄段錢注文

以上斷片的に揭示した數字はもとより重複もあるが、大體隅田庄の收穫を察知し得るのであつて、百五十町と見ても、最少限度一段二石と見積ると三千石、最大限度一段三石と算定すると四千五百石となり、一ケ年四千人乃至五千人の軍兵を養ふに足るのである。正成が隣接せる河内或は阿豆河庄を己が足場として、隅田庄に進攻したのは自然の數である。隅田一族の數は應永三十二年十一月一日の「一族定文」に堺原・北・中山・西・芋生・尾崎・竹内・葛原・兵庫・垂井・下田・上田・下山・新・

下内・四郎右衛門・橋屋・池田・辻・中・中嶋・次郎三郎・孫九郎の二十三人を數へ、又年號不明の文書に「隅田一族三十人給分事」と見え、應永二十二年九月十七日の「隅田一族評定書」には更に大野・小田・もり・かめおか・松岡・坪坂・今西・南・山田・小西・山内・谷・高場等の名が見え二十九名を列記して居る。一族は笠置戰に参加すべき様、六波羅から下知せられ、おそらく馳せ參じたのであらうが、建武中興には足利高氏に屬し、正平九年頃には吉野朝に隸屬したことは左の三通の文書が之を語つてゐる。

笠置寺輪塚兩所間凶徒等楯籠之由有其聞不廻時尅馳向可抽合戰忠之狀如件

元弘元年九月二日

花押（北條仲時）

隅田庄人々

紀伊國隅田庄一分之御家人三郎左衛門尉忠長申候依被誅伐凶徒候馳參御方候以此之趣可有御披露候 恐惶謹言

元弘三年六月十日

藤原忠長上

進上 御奉行所

附箋

承了（花押 高氏）

紀伊國隅田庄地頭職如元知行不可有相違者天氣如此悉之以狀

正平九年八月二十九日

左 兵 衛 督 (花押)

新道慶入道館

「新」とは既に列擧した隅田一族中の姓に見える。隅田は假名書の場合屢、「すた」と書いて居るから、「須田」と訓むべきことは疑を容れぬ。正成の進攻作戰をして、更に近郷に於て成功せしめたならば、より大なる經濟力を擁し、以て足利の如き、不逞の賊を早く粉碎せしめ得たのであらうと思ふと甚だ残念である。(昭和十三年七月二十四日)

附 記——初の二通の隈田文書は既に藤田精一博士の「楠氏研究」吉田東伍博士の「大日本地名辭書」に見え別に珍らしいものではない。又太平記天王寺合戦の條に隅田のことが見え、その處に左近將監時益・越後守仲時とあつて、文書の判を判定する資料である。